# 令和6年5月

伊那市議会臨時会議案関係資料

令和6年5月13日

### 令和6年5月伊那市議会臨時会議案関係資料目次

議案第1号関係資料(1)	伊那市税条例等改正概要
議案第1号関係資料(2)	伊那市税条例新旧対照表
議案第1号関係資料(3)	伊那市都市計画税条例新旧対照表23
議案第1号関係資料(4)	伊那市国民健康保険税条例旧対照表20
議案第1号関係資料(5)	伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表28
議案第2号関係資料	伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例新旧対照表29
議案第10号関係資料	東原工業団地産業用地位置図30
議案第11号関係資料(1)	高遠町総合支所建設工事説明資料3
議案第11号関係資料(2)	高遠町総合支所建設建築工事配置図32
議案第11号関係資料(3)	高遠町総合支所建設建築工事平面図33
議案第11号関係資料(4)	高遠町総合支所建設建築工事平面図34
議案第11号関係資料(5)	高遠町総合支所建設建築工事立面図3!

## 議案第1号関係資料(1)

### 伊那市税条例等改正概要

改 正 事 項	関係条項	施行期日
1 市民税関係 (1) 令和6年度分の個人市民税において特別税額控除(定額減税)を実施するために規定を新設するもの (2) 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を規定するもの	伊那市税条例 附則第7条の5から附則第7条の8 まで	
   2 固定資産税及び都市計画税関係	附則第5条の2	令和6年3月31日
(1) 再生可能エネルギー発電設備に係る特定のバイオマス発電設備、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のための課税標準の特例措置をわがまち特例で規定するもの	附則第10条の2 伊那市都市計画税条例	令和6年4月1日
(2) 評価替えに伴う土地の評価額等に対する課税標準額の割合の均衡化を促進するため、現行の負担調整措	附則第5項	令和6年4月1日
	伊那市税条例 附則第11条から附則第13条まで 伊那市都市計画税条例 附則第8項から附則第13項まで	令和6年4月1日
(3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の改正により、固定資産税の課税免除等に係る地方税の減収補てん措置が3年間延長されたため、課税免除等の対象資産の取得期限を延長するもの	伊那市企業立地の促進等のための固定 資産税の課税の特例に関する条例 第3条	令和6年4月1日
3 <b>国民健康保険税関係</b> (1) 後期高齢者支援金等課税額を算定する際の課税限度額の引上げによるもの 22万円→24万円 (2) 減額措置を判定する際の判定所得基準額の見直しによるもの ア 5 割軽減対象世帯 29万円→29万5,000円 ※43万円+【(給与所得者等の数−1)×10万円】+(29万5,000円×国保加入者数)以下の世帯 イ 2 割軽減対象世帯 53万5,000円→54万5,000円 ※43万円+【(給与所得者等の数−1)×10万円】+(54万5,000円×国保加入者数)以下の世帯	伊那市国民健康保険税条例 第2条 第23条	令和6年4月1日令和6年4月1日

伊那市税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧

新

(市民税の減免)

### 第51条 略

2 前項の規定<u>によって</u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

3 第1項の規定<u>によって</u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>においては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(市民税の減免)

#### 第51条 略

2 前項の規定<u>により</u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる 事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長 に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当</u> することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、こ <u>の限りでない。</u>

(1)~(3) 略

3 第1項の規定<u>により</u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>には</u>、 直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第 16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所 において直接教育の用に供するものに限る。) について同項本文の規定の適用を受 けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及 び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書 を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第 270号) 第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若し くは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31 条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法 人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の 2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。) に該当するものに 限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福 祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連 合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准 看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作 業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を 設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第 16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所 において直接教育の用に供するものに限る。) について同項本文の規定の適用を受 けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及 び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書 を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第 270号) 第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若し くは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31 条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法 人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の 2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。) に該当するものに 限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福 祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連 合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准 看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作 業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を 設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法

(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

(固定資産税の減免)

### 第71条 略

2 前項の規定<u>によって</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を 添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

3 第1項の規定<u>によって</u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合 においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

### 第139条の3 略

2 前項の規定<u>によって</u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限まで に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する 書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)  $\sim$  (3) 略

3 第1項の規定<u>によって</u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した 場合には直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 新

(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

(固定資産税の減免)

### 第71条 略

2 前項の規定<u>により</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に 掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添 付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資</u> 産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免 する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)~(5) 略

3 第1項の規定<u>により</u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>に</u> <u>は</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

### 第139条の3 略

2 前項の規定<u>により</u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、 次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類 を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又</u> は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別 土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)  $\sim$  (3) 略

3 第1項の規定<u>により</u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

IE .	新
附則	附則
	(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例) 第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の目の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。 2前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。
(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法 <u>附則第</u> 4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除につい	(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法 <u>附則第</u> 4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除につい

旧	新
ては、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2	ては、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2
号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法 <u>附則第4条の4第3項</u> の規	号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法 <u>附則第4条の5第3項</u> の規
定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限	定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限
る。)」として、同条の規定を適用することができる。	る。)」として、同条の規定を適用することができる。
	(人和《左左八》(四十二十二代》)
	<u>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u>
	第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5
	項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額
	を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附
	則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、
	第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7
	条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額か
	ら控除する。
	2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び
	前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2
	項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第
	1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとし
	た場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないも
	<u>のとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の</u>
	<u>5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u>
	(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)
	第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載
	すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところ
	による。
	(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税
	の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る。 ************************************
	る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税
	の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に
	算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林
	環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個

新 旧 人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普 通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合簋額を控 除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除 額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を 4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額 の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金 額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者 の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当す る金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、 当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期 の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。) おいてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別 税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割 金額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額 がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分 割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納 付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定する第2期の 納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。) においては その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個 人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第 3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規 定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においては その者の分割金額とする。 (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額 がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その 者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たな い場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第 2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額 とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個 人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその 者の分割金額とする。 (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額

旧	新
	がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以
	上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納
	期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においては
	その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及
	び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。
	2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴
	収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通
	徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。
	(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)
	第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特
	別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3
	項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第
	2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る
	個人の市民税の額については、次に定めるところによる。
	(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税
	の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第
	47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均
	等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5
	<u>号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る</u> 所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1
	別付割額及び均等割額の日昇額」という。)をいう。以下この方及び第3項第1 号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額
	を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に
	係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個
	人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税
	額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る
	個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)
	を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該
	金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満である
	ときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第
	2期分金額」という。) をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民
	税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」

新 旧 という。) に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法に よって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項に おいて「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対 象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係 る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象 税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の 年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税 額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初 日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除 前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円 未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端 数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」とい う。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の 市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金 額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間にお いてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者 の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収 対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはそ の者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に 係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年 度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分 金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその 者の分割金額に相当する税額とする。 (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、か つ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合 計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納 期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10 月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期 分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民 税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年

	Total Control
旧	新
	の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
	(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控
	除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の
	合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その
	者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対
	象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初
	日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同
	年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その
	者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその
	者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当す
	る税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当
	する税額とする。
	(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控
	除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及び
	その者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収
	対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月
	1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日か
	ら3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の
	合算額に相当する税額とする。
	2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条
	第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日か
	ら翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対
	象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各
	3 <u> </u>
	<u>3。</u> (1) 性则经嫉烦险与各体税关致老の在人形很足够之便上の主星税足够之性则经嫉烦
	(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控
	除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控験前の特別では、第47条の万年、第47条の万柱、第47条の万年、第47条列年、17条列年、17条列末,17条列末,17条列末,17条列末,17条列末,17条列末,17条列末,17条列
	除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所
	得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3
	で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全
	額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以

旧	新
	下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別
	税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額
	(以下この項において「10月分金額」という。) に満たない場合には、特別徴収
	対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間におい
	てはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税
	額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日まで
	の間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
	(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控
	除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分
	割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の
	属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12
	月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分
	割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除
	額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間において
	はその者の分割金額に相当する税額とする。
	(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控
	除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、
	特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日
	までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間にお
	いてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項
	に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
	$ \underline{4} $ 前項の規定の適用がある場合における第47条の $\underline{4}$ の規定の適用については、同条
	第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日か
	ら翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対
	象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各
	号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
	5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合に
	ついては、前各項の規定は、適用しない。
	(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除) (第7名の3) 今年7年度分の個人の古民税が展開し、計場と関係5名の19年7年7年4
	第7条の8 今和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4
	項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額

	新 <ul> <li>を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6</li> <li>から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2</li> <li>第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</li> </ul>
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 略 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 略 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「所則第7条の4、次条第2項及び」とする。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2~7 略 8 法 <u>附則第15条第25項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 9 法 <u>附則第15条第25項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 10 法 <u>附則第15条第25項第2号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条 12 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。 例で定める割合は、2分の1とする。 12 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条 13 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。 例で定める割合は、2分の1とする。 13 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条 14 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。 例で定める割合は、2分の1とする。 14 略 15 略 - 決附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 16 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 16 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 17 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 17 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 18 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 19 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 20 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 20 21 略 略 21 22 略 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき 申告) 申告) 第10条の3 略 第10条の3 略 2 略 2 略 3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有 に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良 住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管 理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定に かかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。 略 略 5 4 略 6 5 6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住

改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に 規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し た申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しな ければならない。

 $(1)\sim(7)$  略

- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改 修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に 規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記 載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出 しなければならない。
- $(1)\sim(6)$  略
- 規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完 了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条 第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5 項に規定する特定勢損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を 受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が 完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7 条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家 屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る 同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告 書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければ ならない。

(1)~(5) 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受け 13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受け ようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内 に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助 に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年 法律第123号) 第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震

改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に 規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し た申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しな ければならない。

(1)  $\sim$  (7) 略

- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改 修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に 規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記 載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出 しなければならない。
  - (1)~(6) 略
- 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の 10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の 規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完 了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条 第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を 受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が 完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7 条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$  略

屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る 同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告 書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければ ならない。

 $(1)\sim(5)$  略

ようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内 に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助 に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年 法律第123号) 第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震

ΙП

改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)  $\sim$  (4) 略
- (5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準 適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 略

<u>13</u> 略

(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、今和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額

新

改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- $(1) \sim (4)$  略
- (5) 施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準 適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 略

14 略

(土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の 特例)

第12条 宅地等に係る合和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額

は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5\_(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又

は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又

ĺΗ

は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る全和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。
- 第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条</u>の 規定により、<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税については、 法附則第18条の3の規定を適用しない。

(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、 当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資 産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け る農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額<u>以下この項において同じ。</u>)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担 水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額<u>(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)</u>を当該農地に係る 当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定 資産税額とする。 新

は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る全和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。
- 第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条の 規定により、<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税については、 法附則第18条の3の規定を適用しない。

(農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

新 旧 (特別土地保有税の課税の特例) (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第 │第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第 2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第 2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第 15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する令和 15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和 3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1 6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1 号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあ 号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあ るのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定 るのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定 する課税標準となるべき額」とする。 する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価十地の取得のうち平成18年1月1日 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日 から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税につい から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税につい ては、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは ては、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは 「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用 「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用 がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。) に2分の1を乗 がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。) に2分の1を乗 じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条 じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条 の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとし の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとし た場合における価格をいう。) に2分の1を乗じて得た額」とする。 た場合における価格をいう。) に2分の1を乗じて得た額」とする。  $3\sim4$  略  $3\sim4$  略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 略 第16条の3 略 2 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)  $\sim$  (4) 略 (1)  $\sim$  (4) 略 (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5 第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附 則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 略

2 略

第16条の4 略

2 略

旧	新
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略 (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5 第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附 則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
4 略	4 略
(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略	(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略 (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5 第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附 則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 略 2~4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略	(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 略 2~4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略 (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5 第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附 則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略 (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5

旧	新
	第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附 則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条の7 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略	(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条の7 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略 (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5 第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附 則第19条の7第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条の9 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略	(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条の9 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略 (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5 第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附 則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
3~4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略	3~4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略 (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5 第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附 則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条の10 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条の10 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略 (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5

旧	新
3~4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略 6 略	第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附 則第19条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 3~4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略 (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5 第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附 則第19条の10第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。 6 略

## 議案第1号関係資料(3)

伊那市都市計画税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

 时
 新

 附則
 附則

#### $1 \sim 2$ 略

(法附則第15条第32項の条例で定める割合)

- <u>3</u> 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合)
- 4 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合)
- 5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(法<u>附則第15条第43項</u>の条例で定める割合)

6 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

7 ∄

(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の 特例)

8 宅地等に係る合和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計

 $1\sim 2$  略

(法附則第15条第32項の条例で定める割合)

- <u>3</u> 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法<u>附則第15条第37項</u>の条例で定める割合)
- 4 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合)
- 5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (法<u>附則第15条第42項</u>の条例で定める割合)
- 6 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 7 略

(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例)

8 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

新

旧

画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の 宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該 宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市 計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合に は、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とす

- 9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの 各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地 等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得 た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除 く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年 度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満た ない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る全 和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定に かかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価 格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用 を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とす

旧

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特

13 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該 農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税 に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3 (第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を 乗じて得た額。以下この項において同じ。) に、当該農地の当該年度の次の表の左 欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 (令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を 当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合におけ る都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当 該農地調整都市計画税額とする。

略

る。

- 第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において 読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第9項、第11項及び第 12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から前項までの「負担 水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、 同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読 み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。
- 15 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24 項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第 15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税 に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15 条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)

16 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定によ り、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25条の3の規定を適用しない。

新

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特

13 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該 農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税 に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3 (第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を 乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に 応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農 地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額と する。

- 14 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び │14 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び 第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において 読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の 「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から前項までの「負担水準」 とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の 「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替え て準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。
  - 15 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24 項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第 15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税 に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15 条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用涂変更字地等及び類似用涂変更字地等に対して課する都市計画税の特例)

16 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条の規定によ り、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25条の3の規定を適用しない。

## 議案第1号関係資料(4)

### 伊那市国民健康保険税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

(課税額)

第2条 略

2 略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除 く。) 及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等 割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場 合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。

旧

4 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国 民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減 額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第 3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文 の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た 額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一 世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給 与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に 被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世 帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~カ略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一 世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給 (課税額)

第2条 略

2 略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除 く。) 及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等 割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場 合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

新

4 略

(国民健康保険税の減額)

民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減 額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第 3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文 の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た 額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一 世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給 与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に 被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超え ない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一 世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給

旧	新
与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)ア〜カ 略	与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に 被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>54万5,000円</u> を加算した金額を超え ない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア〜カ 略 2〜3 略
附則	附則
1~17 略 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者等に係る国民健康保険税の減免の特例) 18 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症)の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者等で、国民健康保険税の納税義務があるものに対する令和4年度に課する国民健康保険税の減免に係る申請書の提出については、第27条第2項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。	1~17 略

## 議案第1号関係資料(5)

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧

(産業振興促進区域における課税免除)

第3条 産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定による公示の日から<u>令和6年3月31日</u>までの期間内に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下「過疎地域特別償却設備」という。)の取得等(同号イに規定する取得等をいう。)をした者については、当該過疎地域特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(過疎地域の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地にあっては、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課すべき固定資産税は、新たに課することになった年度から3年度分に限り課税を免除するものとする。

(産業振興促進区域における課税免除)

第3条 産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定による公示の日から<u>令和9年3月31日</u>までの期間内に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下「過疎地域特別償却設備」という。)の取得等(同号イに規定する取得等をいう。)をした者については、当該過疎地域特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(過疎地域特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(過疎地域の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地にあっては、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課すべき固定資産税は、新たに課することになった年度から3年度分に限り課税を免除するものとする。

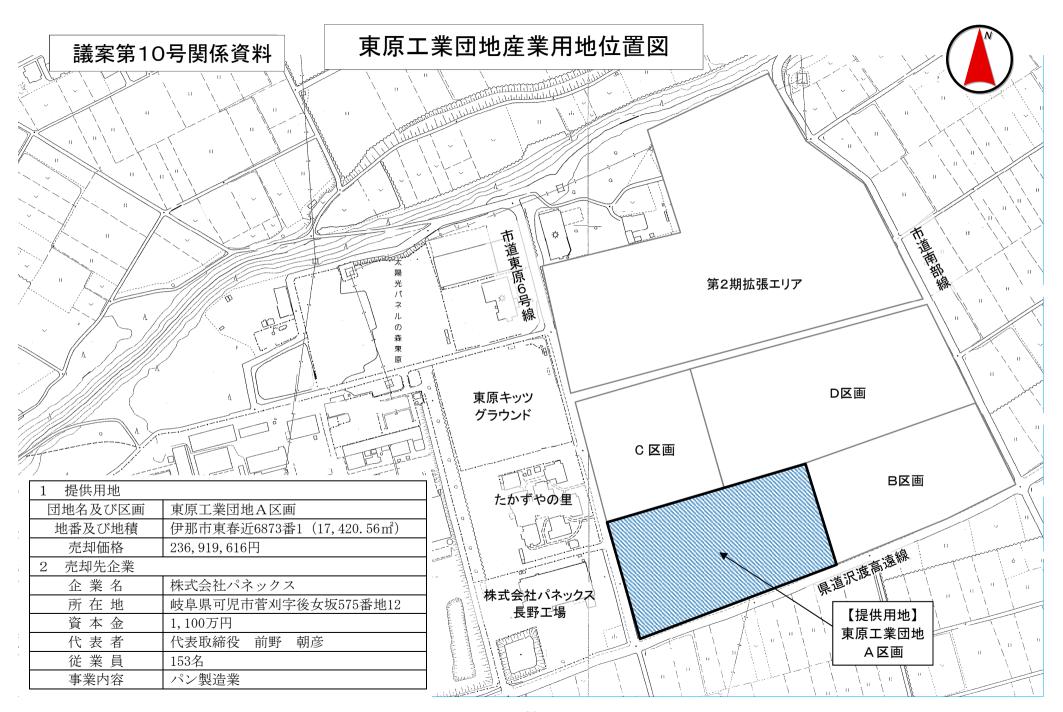
新

## 議案第2号関係資料

伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新		
(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、 次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)~(5) 略 (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 2 略	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、 次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)~(5) 略		



## 議案第11号関係資料(1)

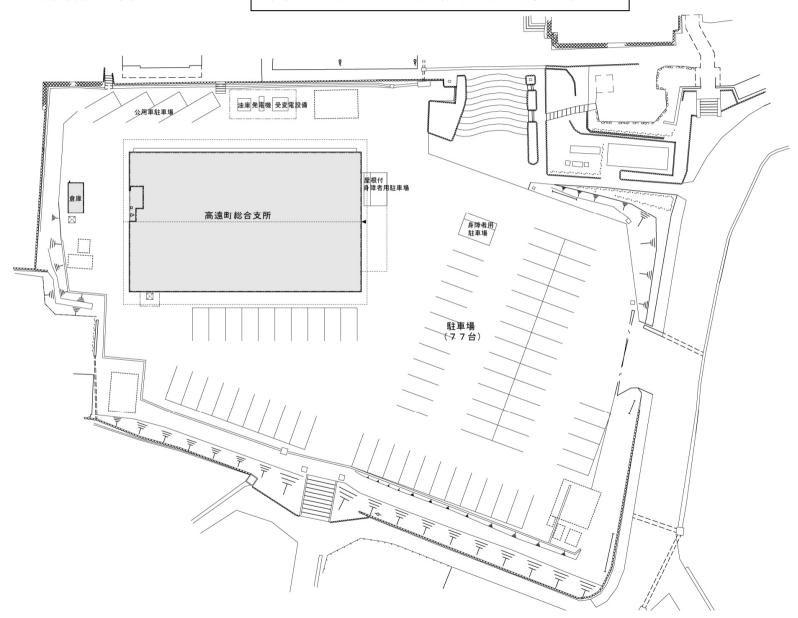
## 高遠町総合支所建設工事説明資料

工事名	高遠町総合支所建設工事					
	工種	金額			相手方	
工種、金額	建築工事工種、金額			00円00円)	株式会社ヤマウラ 伊那支店 支店長 山本 勇司	
及び	電気設備工事	108,350,000円 (内消費税 9,850,000円)			宮原電気工事株式会社 代表取締役 宮原 雄一朗	
相 手 方	機械設備工事	55,550,000円 (内消費税 5,050,000円)			エビヤ鉄工設備株式会社 代表取締役 鈴木 正比古	
	合 計	482,900,000円 (内消費税 43,900,000円)				
工事概要	構 造 鉄骨造 2階建て 延べ床面積 940.71㎡ 玄関・風除室、市民ホール、事務室(4課分)、大会議室、相談室、作業室、印刷室、放送室、収納庫、文書庫、日直室、 給湯室、多目的・男女トイレ、更衣室、職員玄関ほか 特記事項 太陽光発電設備、蓄電池					
工事期間	契約の日から令和7年5月23日まで					
予  算	総事業費 (継続費) 4 9	96,471,000円	主な財源		事業債(充当率100%、交付税算入率70%) (充当率95%、交付税算入率70%)、財政調整基金	

## 議案第11号関係資料(2)

# 高遠町総合支所建設建築工事配置図

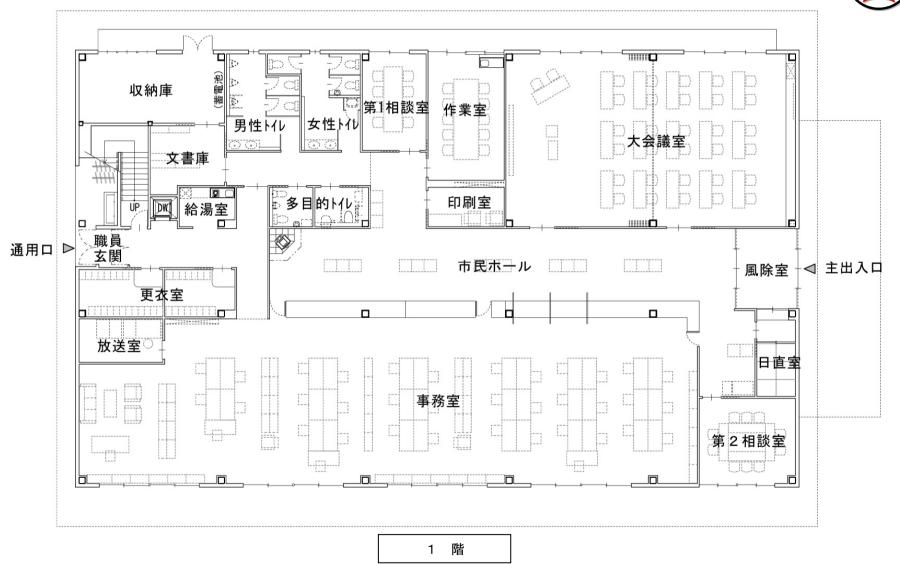




## 議案第11号関係資料(3)

## 高遠町総合支所建設建築工事平面図

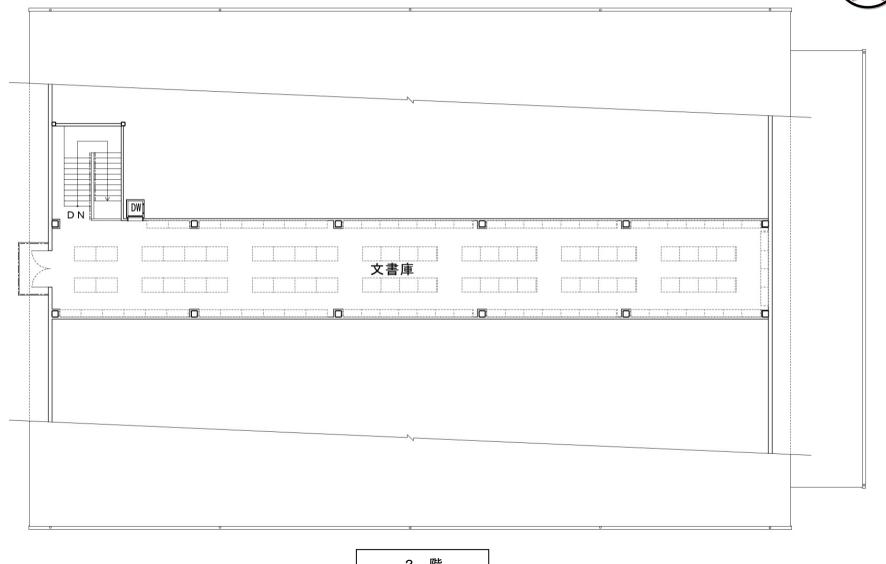




## 議案第11号関係資料(4)

## 高遠町総合支所建設建築工事平面図





2 階

## 議案第11号関係資料(5)

## 高遠町総合支所建設建築工事立面図

